



裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

審査請求代理人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年1月24日付けで提起された、処分庁が [Redacted] 付け [Redacted] により請求人に対して行った生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分について、却下した部分はこれを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち、却下された保証料の部分についての取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人は、 [Redacted] ごろ、敷金等の一時扶助を申請

(2) 処分庁は、[redacted]付けで敷金等一時扶助決定をしたが、保証料[redacted]について不支給とする本件処分を行った。

(3) しかし、生活保護実施要領問（第7の88）では、保証料については、扶養義務者が全くいないか、長期間交流がないなどの場合に限定しているが、やむを得ない事情があれば支給できるとなっている。

(4) 確かに、請求人には[redacted]（以下、「[redacted]」という。）が存在し、交流がある。しかし、[redacted]は[redacted]であり、仲介会社からは、[redacted]は[redacted]のため審査が通らず、保証会社の保証がなければ貸貸できないと説明されており、その旨、処分庁にも知らせている。

(5) 本件処分は、請求人世帯の最低生活費を侵害する決定である。したがって、不利益処分として、処分庁は理由を付記すべき責任があるが、本件処分には理由の付記はなかった。

(6) 形式的には、生活保護法第24条は、保護の決定には理由を付さなければならないと定め、理由の付記は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保しその恣意を抑止するという理由から効力要件であると解されている。本件処分は、理由の付記のない違法な処分である。

実質的には、実施要領上認定することができるにもかかわらず保証料を認定せず、請求人世帯の最低生活を侵害する不当処分である。

第2 処分庁の主張

処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由の要旨は、次のとおりである。

1 事実の認否

上記第1-2-(3)については争う。請求人の主張する生活保護実施要領問（第7の88）は、なお書きで「保証料については扶養義務者が全くいないか、長期間交流がないなどの場合に限り認められるものである。」と、扶養義務者が存在するか否かで保証料の支給を限定している。

上記第1-2-(4)のうち、請求人に交流のある[redacted]が存在し、[redacted]が[redacted]であることは認める。しかし、仲介会社からは、[redacted]が[redacted]のため審査が通らず、保証会社の保証がなければ貸貸できないと説明されており、その旨、処分庁にも知ら

せているとの主張については不知である。しかし、処分庁は請求人に対し、転居時における保証料についての説明を十分に行っている。

上記第1-2-(5)のうち、本件処分に理由の付記がなかったことは認め、それ以外は争う。生活保護法第1条は、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」とされており、全ての国民に対して保護の程度が同一ではない。請求人には扶養義務者が存在しており、保証料を支給しないことがその最低生活費を侵害している事実はない。

上記第1-2-(6)については、本件処分による通知には理由が付記されていないが、請求人には本件に至るまでに幾度となく保証料について説明している。上記審査請求の理由第1-2-(3)及び(4)の内容からも、実質的に説明があったことは明らかである。

よって、本件処分においては、何ら違法・不当はない。

2 処分庁の意見

本件審査請求の趣旨は、本件処分に対して、請求人が提出した見積書のうち保証料の支給を求めたものである。

しかし、請求人は[]以外に[]とも交流があり、保証料は支給されない旨の説明も上記第2-1の事実の認否にあるとおり実質的に十分行っている。

よって、本件処分は何ら違法・不当に当たるものではなく、請求を棄却すべきものとする。

第3 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、[]から生活保護を受給していること。
- 2 請求人は、[]にアパート契約（敷金等）の保護変更申請を行っていること。

処分庁に提出した保護変更申請書には、[]からの以下の金額が記載された請求書が添付されていること。

[]月分家賃	[]円
礼金	[]円
敷金	[]円
火災保険	[]円
保証料	[]円

仲介手数料	■■■■■	円	消費税	■■■■■	円
鍵交換代	■■■■■	円	消費税	■■■■■	円
合計	■■■■■				

3 処分庁は、■■■■■日付けで本件処分を決定し、請求人に一時扶助決定通知書を送付していること。

一時扶助決定通知書には、敷金等の支給について以下のとおり記載されていること。

(1) 保護決定の理由 ・ 敷金等の支給

(2) 一時扶助の内訳

費目	敷金等
金額	■■■■■

円

4 処分庁が本件処分により決定した敷金等の内訳は、処分庁のケース記録から以下のとおりであると認められ、保証料及び鍵交換代については却下をしていること。

■■■月分前家賃	■■■■■	円		
礼金	■■■■■	円		
敷金	■■■■■	円		
火災保険	■■■■■	円		
保証料	■■■■■	円		
仲介手数料	■■■■■	円	消費税	■■■■■
鍵交換代	■■■■■	円	消費税	■■■■■
合計	■■■■■			

円

5 請求人から■■■■■日付けで本件審査請求が提起されたこと。

6 処分庁から■■■■■日付けで弁明書が提出されたこと。

7 請求人から反論書の提出はなかったこと。

第4 当庁の判断

1 生活保護法（以下「法」という。）は、第4条第1項で、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、第2項で、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法

律による保護に優先して行われるものとする。」と、保護の補足性の原理を規定している。

また、法第5条において、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」とされている。

- 2 法第24条第2項、同条第5項及び法第25条第2項により保護の決定通知書には、決定の理由を付さなければならないと定められている。

このことについて、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問10-14では、理由の付記は、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものであるため、決定の理由を周知させるに必要なかつ十分な内容で、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましいとされている。

- 3 また、その他保護の決定において不利益処分を行う場合については、行政手続法第14条第1項により、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と定められており、同条第3項は「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。同条の趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、処分の相手方の争訟提起の便宜を図ることであるとされている。

理由付記の程度については、具体的には、処分の性質や処分の根拠法令の趣旨及び目的に照らして判断されることとなるが、単に根拠規定を示すのみでは理由の付記として不十分であり、どのような事実に基づいてどのような法的理由（処分の要件）により当該処分が行われたのか相手方において十分認識し得る程度に示すことが必要であるとされている。

- 4 住宅扶助については、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号）別表第3-1において基準額が示されている。また、家賃等が基準額を超えるときは、都道府県、指定都市若しくは中核市ごとに厚生労働省が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内で認定するとされている。

本件処分に係る限度額は、請求人の転居先が埼玉県■■■■であり、同市は■■■■であることから、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の基準額の設定について（通知）」（平成

社援発0330第2号厚生労働省社会・援護局長通知)により、 円と定められている。

また、限度額によりがたい家賃であり、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7-4-(1)-オにおいて、限度額に1.3を乗じて得た額を認定して差しつかえないとされている。

5 敷金等については、局長通知第7-4-(1)-カにおいて、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合に局長通知第7-4-(1)-オに定める額以内の家賃等を必要とする住居に転居する場合は、オに定める額に3を乗じて得た範囲内において認定して差しつかえないとされている。また、埼玉県においては、「生活保護法による住宅扶助(敷金等)の特例的取り扱いについて」(平成4年3月30日社保第101号厚生省社会局保護課長通知)により、オに定める額に4を乗じて得た範囲内において認定する特例的取扱いが認められている。

6 敷金等として保証人がいない場合の保証料を認定してよいかについては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問第7-35において、「必要やむを得ない場合は、転居に際して必要なものとして認定して差しつかえない。なお、保証料については扶養義務者が全くいないか、長期間交流がないなどの場合に限って認められるものである。」と示されている。

7 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

(1) 決定の理由の付記について

まず、本件処分理由の付記について検討する。

上記第4-2及び3のとおり、決定通知には決定の理由を付さなければならいとされており、その内容はどのような事実に基づいてどのような理由によって行われたものであるのかを、相手方に十分に周知できるものであることが求められる。

上記認定事実第3-4のとおり、本件処分は、請求人が保護変更申請を行った敷金等のうち、保証料及び鍵交換代について一部却下がされている。しかし、上記認定事実第3-3-(1)及び(2)のとおり、処分庁が通知した一時扶助決定通知書には、決定の理由として「敷金等の支給」及び一時扶助の内訳として「 円」と記載されているのみで、一

部却下した理由については記載がされていない。このことから、本件処分は理由の付記に不備が認められ、取消しを免れないものである。

(2) 保証料の支給について

次に、請求人が支給を求めている保証料について検討する。

請求人は、上記第1-2-(4)で、請求人には■が存在し、交流があるものの、■は■のため保証人の審査に通らなかったことを審査請求の理由としている。

保証料については、上記第4-6のとおり課長通知問第7-35において、扶養義務者が全くいないか、長期間交流がないなどの場合に限りて支給が認められると示されている。この課長通知の内容を、上記第4-1のとおり法の解釈及び運用にあたっての基本原則とされている法第4条の保護の補足性に基づいて解釈すると、交流のある扶養義務者がいる場合は、その扶養義務者が保証人になり得るために、保護の補足性から保証料の支給が認められないとの趣旨であると認められる。

したがって、保証料の支給を却下するためには、扶養義務者との交流があることのみでなく、その扶養義務者が実際に保証人になり得るのかを確認する必要性が認められる。しかし、処分庁から提出されたケース記録には、扶養義務者が保証人になり得るのかについての記載はなく、検討が行われているとは判断ができない。よって、本件処分は、扶養義務者の保証人としての能力について検討が不十分なまま決定されたものと言わざるを得ず、取り消すべき理由が認められる。

第5 結論

以上検討したとおり、本件審査請求には却下した部分について取り消すべき理由があると認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成25年 3月27日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清

